

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第118号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求に対応する公文書（諮問案件第172号）  
犀川総合開発事業辰巳ダム建設環境影響評価書（昭和62年石川県土木部）
- 2 担当課（所） 土木部河川課
- 3 異議申立て等の経緯
  - (1) H23.12.6 公開請求
  - (2) H23.12.19 一部公開決定
  - (3) H23.12.27 異議申立て
  - (4) H24.1.4 諮問
  - (5) H24.11.22 答申
- 4 諮問に係る審査会の判断結果

本件異議申立ての対象となった公文書につき一部公開とした決定は、妥当である。

本件処分に係る 非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
希少種の分布を示す図面	条例第7条第6号 事務事業 情報	非公開	<p>当審査会において本件公文書を見分したところ、本件処分において非公開とされた部分は、①辰巳ダム建設予定地（昭和62年当時）周辺地域の植生域を示す「図-4.4種・群落の分布図」、②小型哺乳類及び翼手類生息域を示す「図-4.6 小型哺乳類及び翼手類調査地点位置図」及び③「図-5.2 ユビナガコウモリ生息地位置図」であった。</p> <p>異議申立人は、ダム建設事業はほぼ完成しており、非公開とされた部分が公開されても事業の遂行に支障を及ぼすことはなく、この非公開理由は意味が不明であると述べている。</p> <p>一方、実施機関は、事業とは、ダム建設工事に伴う環境への影響を予測し評価するために実施した調査によって判明した希少動植物の保護対策事業であり、ダム本体が完成し管理を行う時点においても、その保護のため、非公開を維持しなければならないと主張している。</p> <p>また、異議申立人は、ダム堤体及びその周辺並びにダム湖に水没する区域は完全に改変されており、その場所において改変前の自然環境に関する情報は全て公開すべきと主張している。</p> <p>本件処分において非公開とされた部分は、ダム建設事業に伴う環境に関する調査に基づく環境影響評価書において希少種として保護すべきとされた動植物の分布を示す図面であり、当審査会において本件公文書を見分したところ、イブキシダの分布、ユビナガコウモリの生息位置及びそれを含む小型哺乳類の調査地点位置は、改変区域外にも図示されているなど、希少種保護のためこれを非公開とすべきであるとの実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。</p>

別紙)  
答申第118号

# 答 申 書

平成24年11月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき一部公開とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年12月6日に、犀川総合開発事業辰巳ダム建設環境影響評価書（昭和62年石川県土木部）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、前記の環境影響評価書（以下「本件公文書」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を次のとおり付して、平成23年12月19日に異議申立人に通知した。

#### （1）公開しない部分

希少種の分布を示す図面

#### （2）公開しない理由

条例第7条第6号に該当

公開することにより事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年12月27日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年1月4日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- （1）本件処分における非公開理由として、「公開することにより事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としているが、非公開とされている情報は公開請求時点から24年以上前に調査されたものであり、調査の目的とするダム建設事業は

ほぼ完成しているので、これが公開されたとしても、当該事業の遂行に支障がでることにはならない。

少なくとも、調査区域のうち、ダム本体及び貯水池周辺並びに管理のための区域は、環境が著しく改変されており、希少種保護の意義はすでに失われている。

- (2) 実施機関は、理由説明書において、「調査の目的とする事業はほぼ完成しているので、これが公開されたところで、事業の遂行に支障がでることにはならない」との指摘に対し、希少種保護については、ダム建設事業がほぼ完成したとはいえ、当然考慮すべきであり、そのように判断されない旨述べているが、事業が終わったにもかかわらず事業が遂行できないという主張は意味不明である。
- (3) また、実施機関は、「植物及びコウモリ類は性質上、植生及び生息域が変化しない可能性が高いため、当時の植生及び生息域が現在のものとほぼ同じであることは容易に想像できる」と述べているが、少なくとも、ダム堤体及びその周辺並びにダム湖に水没する区域は完全に改変されており、その場所において改変前の自然環境に関する情報は全て公開すべきである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求に対しては、本件公文書のうち、イブキシダを含む辰巳ダム建設予定地（昭和62年当時）周辺地域の植生域を示す図面及び当該地域のユビナガコウモリを含む小型哺乳類及び翼手類（以下「コウモリ類」という。）生息域を示す図面を非公開とした。  
これらの動植物を希少種としたことは、イブキシダについては、「石川県の絶滅の恐れのある野生生物<植物編>」（平成12年石川県）における選定種の絶滅危惧種Ⅱ類に位置づけられていること、ユビナガコウモリについては、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物」（平成14年環境省）の「1哺乳類」には該当しないが、「（ユビナガコウモリなど）洞窟性のコウモリ類の保全対策を実施すれば、絶滅危惧Ⅱ類に位置づけられた（周辺部で確認された）ニホンテングコウモリも保全される」という専門家の指導を受け、植生域及び生息域を非公開としたものである。  
なお、これら動植物について、辰巳ダム建設に伴う環境調査により判明した生息域等は、希少種の保護を目的として、これまでも非公開情報として扱っている。
- 2 異議申立人は、「調査の目的とする事業はほぼ完成しているので、これが公開されたところで、事業の遂行に支障がでることにはならない」と主張しているが、ダム建設に伴う環境への影響を評価するために実施した調査により判明した希少種の存在に関する情報については、ダム建設事業がほぼ完成した時点以降の将来にわたって考慮すべき事項であると考えられ、これを公開することによって、調査で判明した希少種の保護に支障を及ぼすおそれがあるとはならないと考える。
- 3 また、異議申立人は、「ダム堤体の周辺及びダム湖に水没する区域は完全に改変されているので、この区域に限定して公開すべきである」と述べているが、当該調査は、ダム工事箇所のみを対象として調査したのではなく、貯水池及び周辺を対象として行ったもので、植物やコウモリ類は性質上、植生及び生息域が変化していないことが多く、平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業基本設計会議（環境部会資料）

業務委託報告書のものと重なっている。また、イブキシダを含む植生は、ダム工事により全滅しておらず、コウモリ類の生息域はダム工事による改変が行われていないため、もとの環境が著しく改変され、希少種保護の意義は失われていると判断することはできない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件公文書の性格等について

辰巳ダム建設事業に伴う環境への影響を評価し、昭和62年度に公表された環境影響評価書である。

### 3 条例第7条第6号の該当性について

当審査会において本件公文書を見分したところ、本件処分において非公開とされた部分は、①辰巳ダム建設予定地（昭和62年当時）周辺地域の植生域を示す「図—4.4 種・群落の分布図」、②小型哺乳類及び翼手類生息域を示す「図—4.6 小型哺乳類及び翼手類調査地点位置図」及び③「図—5.2 ユビナガコウモリ生息地位置図」であった。

以下、非公開部分の条例該当性について検討する。

#### (1) 条例第7条第6号の規定について

条例第7条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定している。

#### (2) 条例第7条第6号の該当性について

異議申立人は、ダム建設事業はほぼ完成しており、非公開とされた部分が公開されても事業の遂行に支障を及ぼすことはなく、この非公開理由は意味が不明であると述べている。一方、実施機関は、事業とは、ダム建設工事に伴う環境への影響を予測し評価するために実施した調査によって判明した希少動植物の保護対策事業であり、ダム本体が完成し管理を行う時点においても、その保護のため、非公開を維持しなければならないと主張している。

また、異議申立人は、ダム堤体及びその周辺並びにダム湖に水没する区域は完全に改変されており、その場所において改変前の自然環境に関する情報は全て公開すべきと主張している。

本件処分において非公開とされた部分は、ダム建設事業に伴う環境に関する調査に基づく環境影響評価書において希少種として保護すべきとされた動植物の分布を示す図面であり、当審査会において本件公文書を見分したところ、イブキシダの分

布、ユビナガコウモリの生息位置及びそれを含む小型哺乳類の調査地点位置は、改変区域外にも図示されているなど、希少種保護のためこれを非公開とすべきであるとの実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。

なお、本件公文書の分布図等は、それぞれ一体として非公開情報であり、部分公開もできないと考えられる。

#### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

#### 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 1 月 4 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 7 2 号)
平成 24 年 2 月 10 日	○実施機関（土木部河川課）から理由説明書を受理した。
平成 24 年 3 月 12 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 24 年 4 月 24 日 (第 224 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 5 月 22 日 (第 225 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 6 月 25 日 (第 226 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 7 月 24 日 (第 227 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 24 年 8 月 30 日 (第 229 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 9 月 25 日 (第 230 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 10 月 18 日 (第 231 回審査会)	○事案の審議を行った。